

定 款

一般社団法人まもりすくん

令和5年3月26日変更

一般社団法人まもりすくんだ款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まもりすくんと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都昭島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、高齢者、低所得者、生活困窮者などを含む地域住民に対して、市民参加と協働を促進しつつ、生活環境の向上とコミュニティ形成の為に自立支援を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者、低所得者、生活困窮者等に対する生活支援事業(見守り、家事代行、配食、カウンセリング並びに娯楽、高齢者サロン等の提供、斡旋及び運営)
- (2) 高齢者、低所得者、生活困窮者に対する相続手続きの支援
- (3) 老人ホーム及び高齢者向け住宅に関する情報提供及び斡旋
- (4) 葬儀社の紹介及び斡旋
- (5) 火葬・葬儀・納骨に関する事務並びに喪主代行、入院・入所先の解約、費用精算、不動産賃貸借契約の解約及び住居内の遺品整理等の死後事務に関する事務
- (6) 高齢者等の住宅に関する相談及び支援
- (7) 終活に係る相談及び支援
- (8) 就労支援事業及び人材育成事業(職業訓練、人材派遣、就労斡旋等)
- (9) 少額短期保険の情報提供及び代理業
- (10) 少額短期保険募集に係る業務
- (11) ファイナンシャルプランニングに関する調査及びカウンセリング
- (12) 物品の企画、製造、販売
- (13) 各種イベントの企画・制作・管理・運営
- (14) 飲食店の経営
- (15) 市民交流・ネットワーク支援事業
- (16) 樹木葬墓地の普及活動
- (17) 成年後見制度における補助人、保佐人、後見人の受任及びその事務の執行業務
- (18) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 利用会員 当法人が行う企画（情報交換会、講習会など）に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
（入社）

第6条 当法人の目的に賛同し、正会員として入会した者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

（退社）

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、2か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項（開催）

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（招集手続の省略）

第16条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき、又は、その他正当な理由によりその職務を執行することができないとき、別途理事会で定めた理事が代表理事の職務を代行する。

（議決権）

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（社員総会決議の省略）

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第20条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（決議）

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を

作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 4 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号ないし第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 活動計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上は当法人の現行定款に相違ない。

令和5年3月26日

東京都昭島市玉川町二丁目8番5-305
一般社団法人まもりすくん
代表理事 大 曲 千 恵